

平成 1 6 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

平成 1 6 年 1 2 月 7 日開会

平成 1 6 年 1 2 月 1 3 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 6 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

1 2 月 7 日

1. 議事日程

平成16年第1回北杜市議会臨時会（1日目）

平成16年12月7日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 議長の選挙
- 追加日程第1 議席の指定
- 追加日程第2 会議録署名議員の指名
- 追加日程第3 会期の決定について
- 追加日程第4 副議長の選挙
- 追加日程第5 発議第1号 北杜市議会委員会条例の制定について
- 追加日程第6 発議第2号 北杜市議会事務局設置条例について
- 追加日程第7 発議第3号 北杜市議会広報発行に関する条例の制定について
- 追加日程第8 発議第4号 北杜市議会会議規則の制定について
- 追加日程第9 発議第5号 北杜市議会傍聴規則の制定について
- 追加日程第10 議会広報編集特別委員会の設置について
- 追加日程第11 常任委員会委員の選任について
- 追加日程第12 議会運営委員会委員の選任について
- 追加日程第13 議会広報編集特別委員会委員の選任について

2.出席議員は、次のとおりである。(37名)

1番	坂本 。	2番	植松一雄
3番	篠原眞清	4番	千野秀一
5番	五味良一	6番	利根川昇
7番	渡邊陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川哲男	10番	秋山九一
11番	小尾直知	12番	日向万仁
13番	風間利子	14番	田中勝海
15番	浅川富士夫	16番	小林元久
17番	小澤 寛	18番	篠原珍彦
19番	保坂多枝子	20番	内田俊彦
21番	鈴木孝男	22番	細田哲郎
23番	林 泰 。	24番	坂本治年
25番	中村隆一	26番	中村勝一
27番	岡野 淳	28番	小林忠雄
29番	小澤宜夫	30番	内藤 昭
31番	秋山俊和	32番	小野喜一郎
33番	渡邊英子	34番	中嶋 新
35番	小林保壽	36番	古屋富藏
37番	清水壽昌		

3.欠席議員 (な し)

4.会議録署名議員

1番	坂本 。	2番	植松一雄
3番	篠原眞清		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	白倉政司	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	産業観光部長	浅川清朗
建設部長	真壁一永	教育次長	小池光和
明野総合支所長	萩原武一	須玉総合支所長	小澤功宜
高根総合支所長	植松好義	長坂総合支所長	小沢孝文
大泉総合支所長	藤原宝	白州総合支所長	植松治雄
武川総合支所長	福井俊克	秘書室参事	藤巻正一
教育長	藤巻宣夫		

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(4名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	進藤勝
〃	平井光

開会 午前10時00分

○議会事務局長（三枝基治君）

皆さん、おはようございます。

北杜市議会事務局長の三枝です。

朝のあいさつをしたいと思います。

恐れ入りますが、ご起立お願いいたします。

（ あ い さ つ ）

着席をお願いいたします。

本臨時会は合併特例法により、明野村、須玉町、高根町、長坂町、大泉村、白州町、武川村が11月1日をもって北杜市になり、最初の議会であります。

初対面の方もおりますので、自己紹介をお願いいたします。

それでは、議員の皆さまから自己紹介をお願いいたします。

1番議席の議員から順次37名の議員さん方の自己紹介をお願いいたします。

（議員・自己紹介）

ありがとうございました。

議員が終わりましたので、当局の紹介をお願いいたします。

市長から順次、自己紹介をお願いいたします。

（職員・自己紹介）

ありがとうございました。

今臨時会は合併後、初の議会であります。

議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員のうち、年長議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員の中で浅川哲男議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

浅川哲男議員、議長席へお願いいたします。

○臨時議長（浅川哲男君）

ただいま、ご紹介をいただきました浅川哲男でございます。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

何とぞ、よろしく願い申し上げます。

ただいまの出席議員は37名であります。

定足数に達しております。

ただいまから、平成16年第1回北杜市議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

お諮りします。

議事の進行につきましては、北杜市市議会会議規則がまだ公布されておられません。

よって、今議会に発議第4号で提案されている北杜市議会会議規則（案）により、進行したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、これより議事の進行は、北杜市議会会議規則（案）により進めます。

なお、報道機関から写真撮影等の申し出が出ております。

これを許可することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議場内での撮影を許可することに決しました。

これより、本日の会議を開きます。

○臨時議長(浅川哲男君)

日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

次に市長から初会議にあたり、あいさつしたい旨の発言が求められておりますので、これを許します。

北杜市長、白倉政司君。

○市長(白倉政司君)

第1回北杜市議会臨時会がここに開催されますこと、感慨無量、大変意義深く思うところであります。

さて、新しく選ばれました議員の皆さんと一緒にごあいさつ申し上げる機会を得ましたことは、私の光栄とするところであります。

皆さまには、去る11月28日執行されました市議会議員選挙にめでたくご当選され、北杜市初代の市議会議員となられました。誠にありがとうございます。心からお祝い申し上げます。

不肖私も、このたびの市長選挙におきまして、市民の皆さま方の力強いご支援とご厚情により当選、初代市長に就任いたしました。大任を担うことになり、まさに身の引き締まる思いがいたしております。微力ではありますが、全力で頑張る決意であります。

11月29日には、伊藤北杜市長職務執行者との事務引き継ぎを終えました。11月1日の開庁式から大きなトラブルもなく、本日を迎えることができましたのも、伊藤職務執行者のご労苦ならびに市民の皆さんのご理解、さらに職員の努力によるものと、この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げます。

また、合併にご尽力をされた旧町村長をはじめ、町村議会議員合併協の皆さん等々、多くの関係者に心から敬意を申し上げます。

なお、去る10月23日に発生しました新潟県中越地震では、多くの尊い命が奪われ、多大な災害を受けました。お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、立ち直りをお祈り申し上げますところであります。

新生北杜市は類まれな素晴らしい自然環境と歴史的な蓄積、豊富な人材の存在など、大いなる可能性を秘めた、ふるさとであります。

私は市政は市民のためにあり、市民に忠実に奉仕することを肝に銘じて、これまで各地域が積み上げてきた資産を生かし、和を大切にしながら、7つのカラーをブレンドして、人と自然が躍動する環境創造都市建設を目指し、全力を傾注してまいり所存であります。

何とぞ議員各位をはじめ、市民の皆さんの深いご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます、あいさつとさせていただきます。

○臨時議長（浅川哲男君）

日程第2 議長の選挙を行います。

選挙の方法につきましては、投票により行います。

会場を閉鎖します。

（ 議 場 閉 鎖 ）

ただいまの出席議員は37名です。

投票用紙を配布いたします。

なお、北杜市議会公印規定が定められておりませんが、投票用紙に議会印が押してあります。

投票用紙の正確さを記するもので、議長および副議長選挙に使用しますので承願います。

投票用紙の配布を行います。

（ 投票用紙・配布 ）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（ な し ）

配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（ 投票箱・点検 ）

異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、順次投票を行います。

記載所を一般質問の席とし、壇上を投票所にいたします。

ただいまから投票を行います。

職員が議席番号と氏名を点呼しますので、順次に投票願います。

（ 投 票 ）

投票漏れはありませんか。

（ な し ）

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

（ 議 場 開 放 ）

開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 内田俊彦君および2番 中嶋新君を指名します。

両君の開票への立会いをお願いします。

（ 開 票 ）

選挙の結果を報告します。

投票総数37票。これは先ほどの出席議員数に符合しております。

そのうち有効投票数36票、無効投票数1票。

有効投票のうち、
清水壽昌君 27票
小澤 寛君 3票
浅川哲男君 2票
内田俊彦君 1票
篠原眞清君 1票
中村隆一君 1票
古屋富藏君 1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は9票であります。

したがって、清水壽昌君が議長に当選されました。

ただいま、議長に当選された清水壽昌君が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定による当選の告知をいたします。

清水壽昌君、当選の承諾およびごあいさつを壇上でお願いします。

○新議長（清水壽昌君）

ただいま、ご紹介をいただきました清水壽昌でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

ただいま議員の皆さま方のご推挙によりまして、北杜市議会議長を拝命することとなりました。身に余る光栄でございます。と同時に、その職責の重さ、大きさを思うたび、身も心も引き締まる思いでございます。

何事にも誠実であること、何事にも積極的に一生懸命行動すること、これを信条として、これまで歩いてまいりました。なんの取り得もない私でございますが、本日、議員の皆さま方から寄せていただきましたご厚情を大切に、この重責に誠心誠意当たってまいれる覚悟でございます。ご指導、ご協力のほどをお願い申し上げます。

今、北杜市に寄せる市民の皆さまの期待は、誠に大きいものでございます。また、大きな課題を抱えていることも事実でございます。このような背景の中で、新生北杜市が新市将来構想実現に向かって、着実に歩んでまいらなければなりません。

微力ではございますが、市政発展のために全力を尽くして取り組んでまいる所存でございます。

議員の皆さま方、新執行部の皆さま方、ならびに市民各位の絶大なるご協力とご指導を賜りますよう、重ねてお願い申し上げます。簡単でございますけれども、就任のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（浅川哲男君）

新議長のご活躍をご期待申し上げます。

各位のご協力によりまして、無事、臨時議長の職務を務めさせていただき、誠にありがとうございます。

厚く御礼申し上げます。

以上をもちまして、臨時議長の任を解かせていただきます。

それでは議長 清水壽昌君、議長席へお着き願います。

○議長（清水壽昌君）

これより議長を務めさせていただきます。

各位のご協力をお願いいたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時13分

○議長（清水壽昌君）

次に議事日程について、お諮りいたします。

ただいま、お手元に配布いたしました議事日程のとおり、本日の日程に追加し議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議事日程を追加することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第1 議席の指定を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により、議長において指名いたします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時18分

○議長（清水壽昌君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議席は会議規則第4条第1項の規定によって、お手元に配布いたしました議席表のとおり指定します。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は会議規則第79条の規定により、議長において1番議員 坂本・君、2番議員 植松一雄君、3番議員 篠原眞清君。

以上、3名を指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第3 会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日12月7日から13日までの7日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は7日間と決定しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第4 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

被選挙人の指名方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

副議長に、古屋富藏君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました古屋富藏君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました古屋富藏君が副議長に当選と決しました。

ただいま、副議長に当選されました古屋富藏君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項による当選の告知をいたします。

当選人の発言を求めます。

古屋富藏君。

○新副議長（古屋富藏君）

ただいま、副議長に当選いたしました古屋でございます。

一言ごあいさつを申し上げます。

浅学非才、もともとその器ではございませんけれども、ただいま、ご推挙いただきまして、本当にありがとうございます。

これからは議会の発展と市民の平和、幸福のために、一生懸命頑張ることをお約束申し上げ、就任のあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

副議長のご活躍をご期待申し上げます。

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 22 分

再開 午前 11 時 24 分

○議長（清水壽昌君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第 5 発議第 1 号 北杜市議会委員会条例の制定について議題といたします。

提出者であります植松一雄君から、提案理由の説明を求めます。

植松一雄君。

○2 番議員（植松一雄君）

発議第 1 号

平成 16 年 12 月 7 日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	植松一雄
賛成者	北杜市議会議員	秋山俊和
	〃	内田俊彦
	〃	小林保壽
	〃	秋山九一
	〃	浅川哲男
	〃	小澤宜夫

北杜市議会委員会条例の制定について、上記議案を別案のとおり、地方自治法第 112 条の規定により提出します。

提案理由

議会審議能率の向上のため、地方自治法第 109 条から同法第 111 条の規定に基づき、北杜市議会における委員会の組織および運営に関する事項を定めるため、この案を提出する。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、議事進行上、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ます。

これにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

中村隆一君。

○25 番議員（中村隆一君）

2 点ほど質問をしたいので、お願いします。

3 ページの傍聴の取り扱いというところですが、第 19 条、委員会は議員のほか委員長の許可を得たものが傍聴できると、こここのところ、委員長の許可というところを、本会議と同じように自由に傍聴できないかと、この 1 点。

また、議会の傍聴規則の 2 ページ。第 12 条の 2 番、児童および乳幼児は・・・第 5 号で

すね、一番最後の議案です・・・今委員会だけですか、委員会だけであれば、またあとで質問します。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議会事務局長（三枝基治君）

では、3ページの19条傍聴の取り扱いにつきまして、議会事務局長、補足を申し上げます。

委員会については、ここに掲げてあるとおりでございますけれども、傍聴については、その事例ごとに、委員長が判断をし、認める。

場合によっては委員会、秘密会もございましょうし、その時点、時点で進行上、委員長が判断をし、許可をしていくという内容で補足説明をいたしましたけれども、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ご異議がございましたので、起立により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 多 数 ）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第6 発議第2号 北杜市議会事務局設置条例について議題といたします。

提出者であります植松一雄君から、提案理由の説明を求めます。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

発議第2号

平成16年12月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	植松一雄
賛成者	北杜市議会議員	秋山俊和
	〃	内田俊彦
	〃	小林保壽
	〃	秋山九一
	〃	浅川哲男
	〃	小澤宜夫

北杜市議会事務局設置条例の制定について、上記議案を別案のとおり、地方自治法第112条の規定により、提出します。

提案理由

議会の庶務的事務の処理のため、地方自治法第138条の規定に基づき、議会事務局を設置するため、この案を提出する。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、議事進行上、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第2号 北杜市議会事務局設置条例につきましては、これを原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第7 発議第3号 北杜市議会広報発行に関する条例の制定について議題といたします。

提出者であります植松一雄君から、提案理由の説明を求めます。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

発議第3号

平成16年12月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者 北杜市議会議員 植松一雄

賛成者 北杜市議会議員 秋山俊和

〃 内田俊彦

〃 小林保壽

〃 秋山九一

〃 浅川哲男

〃 小澤宜夫

北杜市議会広報発行に関する条例の制定について、上記議案を別案のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

北杜市議会広報を発行するにあたり、必要な事項を制定するため、この案を提出する。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、議事進行上、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第3号 北杜市議会広報発行に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第8 発議第4号 北杜市議会会議規則の制定についてを議題といたします。

提出者であります植松一雄君から、提案理由の説明を求めます。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

発議第4号

平成16年12月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	植松一雄
賛成者	北杜市議会議員	秋山俊和
	〃	内田俊彦
	〃	小林保壽
	〃	秋山九一
	〃	浅川哲男
	〃	小澤宜夫

北杜市議会会議規則の制定について、上記議案を別案のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

北杜市発足に伴い、北杜市議会における議会運営の構成と効率性を確保するため、地方自治法第120条の規定に基づき、会議の運営に関する手続きおよび議会内の規律等を定めるため、この案を提出する。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

この際、議事進行上、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

発議第4号 北杜市議会会議規則の制定については、これを原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第9 発議第5号 北杜市議会傍聴規則の制定についてを議題といたします。

提出者であります植松一雄君から、提案理由の説明を求めます。

植松一雄君。

○2番議員(植松一雄君)

発議第5号

平成16年12月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者 北杜市議会議員 植松一雄

賛成者 北杜市議会議員 秋山俊和

〃 内田俊彦

〃 小林保壽

〃 秋山九一

〃 浅川哲男

〃 小澤宜夫

北杜市議会傍聴規則の制定について、上記議案を別案のとおり、地方自治法第112条の規定により提出します。

提案理由

北杜市発足に伴い、北杜市議会傍聴規則を制定する必要があるため、地方自治法第130条第3項の規定に基づき、この案を提出する。

以上です。

○議長(清水壽昌君)

説明が終わりました。

お諮りします。

この際、議事進行上、質疑・討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議あり。の声)

中村隆一君。

○25番議員(中村隆一君)

2ページの第12条の2番、児童および乳幼児は傍聴席に入ることができない。これは当然

だと思えますけれども、母親と一緒にとか父親と一緒に、この場合は傍聴に入ってもいいんではないかなと思えますけれども、どうでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

三枝事務局長。

○議会事務局長（三枝基治君）

2ページの第12条2項のご質問の件について、事務局より補足説明をさせていただきます。児童および乳幼児、傍聴に来た折に議長が判断をし、議会進行上、支障がないという状況を把握し、母親同席の場合、年齢等を判断し、議長が許可をするということで、ご理解をお願いいたします。

○25番議員（中村隆一君）

分かりました。

○議長（清水壽昌君）

異議がございますので、起立により採決します。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第10 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。

本件につきましては、9人で構成する議会広報編集委員会を設置し、議会広報発行に関する事項および各種研修等の参加に関する事項について付託の上、調査期限を任期終了までとし、閉会中の継続審査といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議会広報編集特別委員会を設置することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

追加日程第11 常任委員会の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時43分

再開 午前11時46分

○議長（清水壽昌君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を各常任委員会委員に選任することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第12 議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によって、お手元に配布の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました以上の諸君を議会運営委員に選任することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

追加日程第13 議会広報編集特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会広報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、中村勝一君、渡邊英子君、小澤宜夫君、五味良一君、小林忠雄君、内藤昭君、中嶋新君、鈴木今朝和君、中村隆一君。

以上9名を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました9名の諸君を議会広報編集特別委員会委員に選任することに決定しました。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了しました。

次回、本会議は12月8日、午前10時から開会します。

本日は、これをもって散会します。

散会 午前11時50分

平成 1 6 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

1 2 月 8 日

1. 議事日程

平成16年第1回北杜市議会臨時会（2日目）

平成16年12月8日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 承認第1号 | 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例の専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第2 | 承認第2号 | 平成16年度北杜市一般会計暫定予算ほか23件の専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第3 | 承認第3号 | 北杜市指定金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第4 | 承認第4号 | 北杜市地内の字等の名称変更についての専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第5 | 承認第5号 | 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置することへの加入についての専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第6 | 承認第6号 | 病院事業出納取扱金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについて |
| 日程第7 | 議案第1号 | 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について |
| 日程第8 | 議案第2号 | 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第3号 | 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の変更について |

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 一	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	12番	日向 万仁
13番	風間 利子	14番	田中 勝海
15番	浅川富士夫	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰一
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員

16番 小林 元久

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	白倉政司	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	産業観光部長	浅川清朗
建設部長	真壁一永	教育次長	小池光和
明野総合支所長	萩原武一	須玉総合支所長	小澤功宜
高根総合支所長	植松好義	長坂総合支所長	小沢孝文
大泉総合支所長	藤原宝	白州総合支所長	植松治雄
武川総合支所長	福井俊克	秘書室参事	藤巻正一
教育長	藤巻宣夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	進藤勝

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、これより会議を開きます。

小林元久君より一身上の都合により、本日会議を欠席する旨の届け出がありました。

以上で、諸般の報告を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 承認第1号 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例の専決処分の報告および承認を求めることについてから、承認第6号 病院事業出納取り扱い金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについてまでの承認6件および、日程第7 議案第1号 甲斐市、身延町、笛吹市および北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更についてから、議案第3号 甲斐市、身延町、笛吹市および北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてまでの以上3件を一括議題といたします。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第1号から承認第6号までの議案承認の件6件および議案第1号から議案第3号までの議案3件を一括議題とすることに決定しました。

市長からあいさつを含め、別冊配布いたしました承認第1号から承認第6号までの6案件および議案第1号から議案第3号までの3案件の説明を順次、求めます。

北杜市長、白倉政司君。

○市長（白倉政司君）

本日、ここに新生北杜市、最初の市議会臨時会にあたり、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位、ならびに市民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

昨日の臨時議会におきましては、議長に清水壽昌氏、副議長に古屋富藏氏のご就任をはじめ、議会構成が決定いたしました。

北杜市のスタートにあたり、様々な多くの課題を乗り越えていかなければなりません、議会と執行が両輪となり、力みなぎる北杜市を築いてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

まず今回、提案いたします専決処分事項の提案理由についてご説明申し上げます。

承認第1号から承認第6号までの専決処分の報告および、承認を求めることについてであります。地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

承認第1号 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例について、ご説明いたします。

専決処分いたしました条例の内容につきましては、法令の定めにより必ず設置、もしくは制定が必要なもので、市政執行上、空白期間が許されないもの、新市の組織および運営、または職員等の勤務条件等に関するもの、市民の権利・利益の保護、または権利の制限、もしくは義務を果たすため空白期間の許されないもの、公の施設等の設置および管理に関するもの、7町村が同様の制度を持つ事務事業に関するもので統合する必要があるもの、合併協議会において協議済みのもの等であり、平成16年11月1日をもちまして、北杜市が設置されたことに伴い、北杜市役所の位置を定める条例から北杜市中山間地ふるさと水と土保全対策基金条例まで合計264件を制定し、即時施行させたものであります。

次に承認第2号 平成16年度北杜市一般会計暫定予算ほか23件の暫定予算についてご説明いたします。

まず、平成16年度北杜市一般会計暫定予算につきましては、169億5,661万5千円と定めるものであります。

国民健康保険特別会計暫定予算につきましては、20億175万6千円。

老人保健特別会計暫定予算につきましては、22億2,311万5千円。

介護保険特別会計暫定予算につきましては、10億9,768万8千円。

簡易水道事業特別会計暫定予算につきましては、17億8,973万5千円。

下水道事業特別会計暫定予算につきましては、33億564万7千円。

農業集落排水事業特別会計暫定予算につきましては、12億9,594万円。

辺見診療所特別会計暫定予算につきましては、8,912万6千円。

白州診療所特別会計暫定予算につきましては、4,539万1千円。

土地開発事業特別会計暫定予算につきましては、5,816万8千円。

白州尾白の森名水公園事業特別会計暫定予算につきましては、2,390万7千円。

武川ふるさと活性化事業特別会計暫定予算につきましては、4,946万9千円。

ケーブルテレビ事業特別会計暫定予算につきましては、9,439万9千円。

温泉事業特別会計暫定予算につきましては、5,605万8千円。

居宅介護支援事業特別会計暫定予算につきましては、1,675万4千円と定めるものであります。

次に財産区特別会計暫定予算8件であります。

平成16年度北杜市明野財産区特別会計暫定予算につきましては、293万円。

須玉財産区特別会計暫定予算につきましては、3,559万9千円。

高根財産区特別会計暫定予算につきましては、1億1,887万1千円。

長坂財産区特別会計暫定予算につきましては、893万8千円。

大泉財産区特別会計暫定予算につきましては、223万7千円。

白州財産区特別会計暫定予算につきましては、168万7千円。

武川財産区特別会計暫定予算につきましては、556万2千円。

浅尾原財産区特別会計暫定予算につきましては、3,689万9千円に定めるものであります。

次に平成16年度北杜市病院事業会計暫定予算につきましては、収益的収入10億102万8千円。収益的支出10億1,937万3千円に定め、資本的収入8億9,653万4千円。資本的支出9億4,211万1千円に定めるものであります。

次に承認第3号 北杜市指定金融機関の指定については、地方自治法第235条第2項および地方自治法施行令第168条第2項の規定により、株式会社 山梨中央銀行を指定金融機関として指定したものであります。

次に承認第4号 北杜市地内の字等の名称変更については、合併協議会の協議の中で7町村の区域内の字の名称および区域は従前どおりとし、町・字の名称については北巨摩郡を北杜市に置き換え、この場合において明野村、大泉村、武川村はそれぞれの区域の名称を明野町、大泉町、武川町とすることが決定していたしましたので、地方自治法第260条第1項の規定により、字名を変更したものであります。

次に承認第5号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置することへの加入については、地方自治法第252条の7、第2項の規定により、共同設置する構成団体の変更について、即時施行を必要としたものであります。

次に承認第6号 病院事業出納取り扱い金融機関の指定については、地方公営企業法第27条および同施行令第22条の2の規定により、株式会社 山梨中央銀行を指定金融機関としたものであります。

議案第1号 山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について、議案第2号 山梨県市町村総合事務組合規約の変更についておよび、議案第3号 山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更については甲斐市、身延町、笛吹市および北杜市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定を適用し、当該4市町の区域における事務を従前の例により行うものとしたことについて、地方自治法第286条第1項の規定により変更の協議が必要であり、同法第290条の規定により議会の議決をお願いするものであります。

なお、市政を担当するにあたりましての私の所信につきましては、定例会において述べさせていただきます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、細部につきましては、部長等から説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了しました。

なお、議案の審議については、このあと議員協議会で審議いたしますので、ご了承ください。

次回、本会議は12月10日、午前10時から開会します。

本日、説明のあった承認第1号から承認第6号まで、および議案第1号から議案第3号までの討論・採決を予定しております。

所定の時刻までにご参集ください。

本日は、これもちまして散会します。

散会 午前10時16分

平成 1 6 年

第 1 回北杜市議会臨時会会議録

1 2 月 1 0 日

1. 議事日程

平成16年第1回北杜市議会臨時会(3日目)

平成16年12月10日
午前10時00分開議
於 議 場

- 日程第1 承認第1号 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例の専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第2 承認第2号 平成16年度北杜市一般会計暫定予算ほか23件の専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第3 承認第3号 北杜市指定金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第4 承認第4号 北杜市地内の字等の名称変更についての専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第5 承認第5号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置することへの加入についての専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第6 承認第6号 病院事業出納取扱金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更について
- 日程第8 議案第2号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について
- 日程第9 議案第3号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 日程第10 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第11 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙について
- 日程第12 北杜市・小淵沢町衛生組合議会議員の選挙について
- 日程第13 北杜市・小淵沢町病院組合議会議員の選挙について
- 日程第14 北杜市・小淵沢町学校組合議会議員の選挙について
- 日程第15 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙について
- 日程第16 同意第1号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第17 同意第2号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第18 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第19 同意第4号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
- 日程第20 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件

- 日程第21 同意第6号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第22 同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第23 同意第8号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第24 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件
 日程第25 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第26 同意第11号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第27 同意第12号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第28 同意第13号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第29 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件
 日程第30 北杜市農業委員会委員の推薦について
 日程第31 委員会の閉会中の継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(37名)

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 坂本 一 | 2番 植松 一雄 |
| 3番 篠原 眞清 | 4番 千野 秀一 |
| 5番 五味 良一 | 6番 利根川 昇 |
| 7番 渡邊 陽一 | 8番 鈴木今朝和 |
| 9番 浅川 哲男 | 10番 秋山 九一 |
| 11番 小尾 直知 | 12番 日向 万仁 |
| 13番 風間 利子 | 14番 田中勝海 |
| 15番 浅川富士夫 | 16番 小林 元久 |
| 17番 小澤 寛 | 18番 篠原 珍彦 |
| 19番 保坂多枝子 | 20番 内田 俊彦 |
| 21番 鈴木 孝男 | 22番 細田 哲郎 |
| 23番 林 泰一 | 24番 坂本 治年 |
| 25番 中村 隆一 | 26番 中村 勝一 |
| 27番 岡野 淳 | 28番 小林 忠雄 |
| 29番 小澤 宜夫 | 30番 内藤 昭 |
| 31番 秋山 俊和 | 32番 小野喜一郎 |
| 33番 渡邊 英子 | 34番 中嶋 新 |
| 35番 小林 保壽 | 36番 古屋 富藏 |
| 37番 清水 壽昌 | |

3.欠席議員 (なし)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(17名)

市長	白倉政司	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	産業観光部長	浅川清朗
建設部長	真壁一永	教育次長	小池光和
明野総合支所長	萩原武一	須玉総合支所長	小澤功宜
高根総合支所長	植松好義	長坂総合支所長	小沢孝文
大泉総合支所長	藤原宝	白州総合支所長	植松治雄
武川総合支所長	福井俊克	秘書室参事	藤巻正一
教育長	藤巻宣夫		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
〃	進藤勝

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

ただいまの出席議員は37名です。

定足数に達していますので、これより会議を開きます。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 承認第1号 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例の専決処分報告および承認を求めることについて、議題といたします。

お諮りいたします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議あり。の声）

25番、中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

私、いろいろと資料を調べたわけですが、5点について質問をいたします。

最初に・・・。

○議長（清水壽昌君）

しばらくお待ちください。

異議がありますので、質疑を許します。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

最初に、以前の町村のときには条例としてあった条例が含まれていないものがあります。その例として、敬老年金支給条例、高齢者祝金支給条例、出産祝金条例などがどのように処理されているのか、明らかにしていただきたい。

第2点として、逆に今までにない条例で、条例71号議案の北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例と、条例74号議案 北杜市庁舎建設基金条例が専決処分されている理由を明らかにしていただきたい。

第3点として、条例8号議案 北杜市行政区区長設置条例で行政区長の設置が定められていますが、区長手当などが明らかになっていないのはなぜですか。

第4点として、条例第9号、10号で市営バス設置や管理条例が提出されていますが、旧町村で運行を委託されていたバスについては、ふれられていません。山交の代替バスや武川の循環バス、明野の小学生のスクールバスは、今後も今までどおりの料金で運行されるのか、明らかにされたい。

第5点として、条例149号の介護保険料は、平成16年度は旧町村の保険料は7通りで表示されていますけれども、条例147号の国民健康保険条例では別に定めるとして、今までの所得割、資産割、均等割、平等割の金額について明示されていません。その理由を明らかにしていただきたい。

以上、5点について質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、ただいま5点につきまして、まず最初、北杜市の公の施設に関わります指定管理者の指定手続きに関する条例、それから北杜市庁舎建設基金の条例についての専決処分の考え方でございます。今回264件の専決処分をさせていただいたところでございます。

この基本的な考え方でございますが、旧7町村は今回、新設合併であります。合併構成町村、すべて消滅いたしました。それぞれの合併前の7町村における条例、条例につきましては、合併日前、平成16年10月31日に失効し、新市設置日の平成16年11月以降の事務事業等に必要なものにつきまして、一定の手続きを経て施行するというところでございまして、本日、ここに地方自治法179条1項の規定によりまして、専決処分をさせていただいたところでございます。

それから、北杜市行政区長設置条例の関係で、報酬が明記されていないということでございます。現在、検討中でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

100歳祝金および敬老祝金、出産祝金につきましては、条例でなくて規則で定めてございます。また、改めて写しを送付しますので、ご確認を願いたいと思います。

そして、国民健康保険条例の第14条で定めてあります保険税は別に定める、こういうふうに出てある件でございますけれども、これにつきましては、本来、北杜市国民健康保険条例を定めるべきでございますけれども、合併協定項目がございまして、ちょっと読ませていただきますと、国民健康保険の税率は基金の活用などにより、被保険者の負担増とならないように努める。ただし、合併する年度および、その翌年に限り不均一課税を行う、こういう定めがございまして、地方自治法施行令第3条におきましても、普通地方公共団体の設置があった場合は、中を略しますけれども、従来の地域に施行された条例、または規則を当該普通地方公共団体の条例、または規則として、当該地域に引き続き施行することができると、これに基づいて行っております。ですから16年度、17年度につきましては、旧町村の条例を使うと、こういうことでございます。

税率につきましては、また改めてコピーをしてお届けをしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

第5点目になろうかと思いますが、市営バスの設置の関係について申し上げます。

15ページというところに管理条例が記載してあるわけでございます。議員が申されましたように、明野、武川等代替バス、そういうような運行路線が、この条例の中に明記されていないことと、それから料金的なもの、運行形態はどうなるのかということのように、私、お聞き

いたしました。

これは貸し切りバスというような形の中で、おのおの福祉バスのような目的に沿った運行、そういう運行形態を保っておるわけでございます。以前、合併する前に、その長が正式に路線認可を得て、行政のほうで運行しているというような、そういう意味合いのものではない、離れた部分がございますので、この市営バスの設置管理条例には明記されていないわけでございます。

これから、その料金の徴収の形態、それからあとは運行形態と、すべて最も効率よいバスの運行を、北杜市に関わるバス全体をとらえながら、これから検討して、最も効率がよくて住民の皆さんに喜ばれるようなバスの運営等について、努力する所存でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質疑はございませんか。

（ な し ）

以上で、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

25番、中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

この承認の第1号議案は、たくさんあるわけですが、その中で北杜市市役所の位置を定める条例の専決処分を求める条例ほか263件の条例専決処分に対して、反対討論を行います。

25番、中村隆一です。

今まで、合併協議会で協議された内容は、町の議会や住民に十分、知らされていなかったのが実情です。いきなり264件にも及ぶ専決処分とは、ただただ驚くばかりです。

反対理由の第1は、条例74号議案の指定管理者指定の手続きに関する条例は、地方自治法の一部改正により、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度に代わって、指定管理者制度を導入し、これまで直営か政令等で定める公共団体に限定していたものを、株式会社など民間事業者が行うことを可能にしています。これは、今日の構造改革路線を具体化するものであり、自治体のリストラ、公務の外部委託化の徹底、地方自治・地方自治体のあり方を変えていくものにほかなりません。なぜ、このような重大な条例を専決処分の議案に含ませるのか、じっくり議論を尽くすべきです。

反対理由の第2は、国保税については合併協定項目承認時や、これまでの説明では被保険者の負担増にならないよう努める。一番低い明野村で統一すると説明されてきました。また合併では、サービスは高く住民負担は低くとする原則が話されてきました。国保税の16年度、17年度は旧町村ごとの税率ですけれども、18年以降の扱いで、明野村の税率、金額が明示されていないのはなぜかということです。

また先、説明がありましたように、反対する理由の第3点は、今まで旧町村で条例となっていたものが専決条例に含まれず、規則になっていることが明らかになりました。これは議会に諮ることなく、今後市長の判断でいかようにもできることで、議会の軽視につながるものではないかと、このように考えますので、以上3点の理由で反対いたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（暫時休憩を求めます。の声）

暫時休憩。

10時30分に再開をいたします。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時25分

○議長（清水壽昌君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに討論はありませんか。

31番、秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

先ほど、25番議員が反対討論をされたことについて、私は賛成の立場でものを言わせていただきたいと思います。

合併協で3年間にわたる慎重審議、協議をされてきた先人の皆さんが努力した結果が、今回の専決処分だと思います。そういった中で、私は先人の努力とか、そういったものが慎重にされているという見解の中で、賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、討論を終わります。

日程第1 承認第1号 北杜市役所の位置を定める条例ほか263件の条例の専決処分の報告および承認を求めることについて、採決します。

本案は起立によって、採決します。

本案を原案のとおり、承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 承認第2号 平成16年度北杜市一般会計暫定予算ほか23件の専決処分の報告および承認を求めることについてを議題といたします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

なければ、討論を終わります。

日程第2 承認第2号 平成16年度北杜市一般会計暫定予算ほか23件の専決処分の報告および承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(清水壽昌君)

日程第3 承認第3号 北杜市指定金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終わります。

日程第3 承認第3号 北杜市指定金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(清水壽昌君)

日程第4 承認第4号 北杜市地内の字等の名称変更についての専決処分の報告および承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終わります。

日程第4 承認第4号 北杜市地内の字等の名称変更についての専決処分の報告および承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(清水壽昌君)

日程第5 承認第5号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置することへの加入についての専決処分の報告および承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略することに決しました。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論を終わります。

日程第5 承認第5号 韮崎市外2市1町1組合の指導主事を共同設置することへの加入についての専決処分の報告および承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(清水壽昌君)

日程第6 承認第6号 病院事業出納取扱金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、質疑を省略することに決しました。
これから討論を行います。
討論はありますか。

(なし)
討論を終わります。

日程第6 承認第6号 病院事業出納取扱金融機関の指定についての専決処分の報告および承認を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(清水壽昌君)

日程第7 議案第1号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更から日程第9 議案第3号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、以上3件を一括議題とします。

お諮りします。

本案件は議員協議会で質疑を行っておりますので、読解を省略し、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
異議なしと認めます。
よって、質疑を省略することに決しました。
これから討論を行います。

討論はありますか。

(なし)
討論を終わります。

日程第7 議案第1号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村自治センターを組織する地方公共団体の数の変更の件から日程第9 議案第3号 甲斐市、身延町、笛吹市及び北杜市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について、以上3件を採決します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第10 北杜市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長により指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長より指名します。

なお、事務局より朗読させます。

○議会事務局書記（進藤勝君）

北杜市選挙管理委員会員

住 所 北杜市武川町三吹2428番地

氏 名 平田忠壽

生年月日 昭和6年2月16日

住 所 北杜市明野町上手4198番地

氏 名 三井敏彦

生年月日 昭和7年3月17日

住 所 北杜市大泉町谷戸2435番地

氏 名 小宮山福男

生年月日 昭和8年7月4日

住 所 北杜市白州町白須1060番地2

氏 名 井上安秋

生年月日 昭和15年10月27日

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

31番、秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

よろしければ、名簿の配布をお願いできないでしょうか。

いかがでございますか。

○議長（清水壽昌君）

議事進行の中で、資料を出します。

暫時休憩。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時37分

○議長（清水壽昌君）

再開します。

お諮りします。

ただいま、指名いたしました4名の方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました平田忠壽君、三井敏彦君、小宮山福男君、井上安秋君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

31番、秋山俊和君。

○31番議員（秋山俊和君）

今、私がお願いしたところの説明がないんですが……。もちろん人事案件でございますので、私がとやかく言うつもりは毛頭ございませんが、一応、委員さんのことを我々議会人に見せていただいて、そののちのご承認ということではないんですかね。私の勉強不足でしたら、申し訳ございませんが、ちょっとお願いをいたします。

説明をしますとね、今お名前を、私のろまなものですから、字が全部書けません。耳が悪いから、私よく聞こえないんですよ。そして、どこの方を承認しろと言われても、私には分かりません。そういうことで、私、ちょっと質問させていただいていますが、どうでしょうか。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時47分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

次に、選挙管理委員会委員の補充委員の指名を行います。

指名にあたり、お諮りします。

補充員は、ただいま当選されました選挙管理委員会委員に欠員が生じた場合、繰り上げて委員となる者です。

補充員の順序につきましても、議長が併せて指名することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議長より指名いたします。

なお、事務局より朗読させます。

○議会事務局書記（進藤勝君）

北杜市選挙管理委員会補充員

第1位

住 所 北杜市須玉町江草4949番地

氏 名 清水文一

生年月日 昭和5年9月9日

第2位

住 所 北杜市高根町五町田1340番地1

氏 名 清水正次

生年月日 昭和11年10月25日

第3位

住 所 北杜市長坂町白井沢2799番地

氏 名 小林希望

生年月日 昭和12年3月20日

第4位

住 所 北杜市白州町花水1369番地

氏 名 小林敏子

生年月日 昭和17年2月9日

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

お諮りします。

ただいま指名しました4名の方を、選挙管理委員会委員の補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

第1順位 清水文一君、第2順位 清水正次君、第3順位 小林希望君、第4順位 小林敏子君が選挙管理委員会委員の補充員に当選されました。

なお、選挙管理委員会委員及び同補充員の当選人が議場におりませんので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知は議長において当選人に行います。

暫時休憩。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第11 峡北広域行政事務組合議会議員の選挙について

日程第12 北杜市・小淵沢町衛生組合議会議員の選挙について

日程第 1 3 北杜市・小淵沢町病院組合議会議員の選挙について

日程第 1 4 北杜市・小淵沢町学校組合議会議員の選挙について

日程第 1 5 峡北地域広域水道企業団議会議員の選挙についての案件は、関連がありますので一括議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

指名の方法につきましては、議長により指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

峡北広域行政事務組合議会議員には、9名の指名をいたします。

秋山俊和君、小澤寛君、坂本治年君、小林保壽君、秋山九一君、田中勝海君、浅川富士夫君、細田哲郎君、小澤宜夫君。

北杜市・小淵沢町衛生組合議会議員には、8名の指名をいたします。

利根川昇君、日向万仁君、小林元久君、小野喜一郎君、岡野淳君、浅川哲男君、植松一雄君、林泰彦君。

北杜市・小淵沢町病院組合議会議員には、9名の指名をいたします。

坂本治年君、利根川昇君、保坂多枝子君、千野秀一君、岡野淳君、浅川富士夫君、小林元久君、秋山九一君、小尾直知君。

北杜市・小淵沢町学校組合議会議員には、7名の指名をいたします。

古屋富藏君、中村勝一君、渡邊英子君、鈴木今朝和君、中村隆一君、千野秀一君、浅川哲男君。

峡北地域広域水道企業団議会議員には、6名の指名をいたします。

篠原眞清君、篠原珍彦君、中嶋新君、古屋富藏君、田中勝海君、岡野淳君。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が当選されました。

当選されました諸君が議場におられますので、本席から会議規則第 3 2 条第 2 項の規定により告知いたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第 1 6 同意第 1 号から日程第 1 7 同意第 2 号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を一括議題といたします。

暫時休憩。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開します。

ただいまの同意第1号から同意第2号について、一括議題とすることにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

ここで、提案理由の説明を求めます。

○31番議員（秋山俊和君）

今の同意案件でございますが、同意第1号と2号が一括ということであるならば、同意第3号まで一括でよろしいのではないんですか。

○議長（清水壽昌君）

先ほどの議長の発言を訂正します。

○議長（清水壽昌君）

日程第16 同意第1号から日程第17 同意第2号、日程第18 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由を申し上げます。

北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件について

地方自治法第196条第1項の規定により、監査委員を置く必要がありますので、議会の同意を求めるものです。

同意第1号につきましては住所 北杜市高根町箕輪2131番地、氏名 清水喜一、生年月日 昭和12年3月1日生まれ。

同意第2号につきましては住所 北杜市長坂町長坂下条1072番地、氏名 内藤紀宏、生年月日 昭和15年9月7日生まれ。

同意第3号につきましては住所 北杜市明野町浅尾693番地、氏名 篠原眞清、生年月日 昭和26年1月1日生まれ。

以上、申し上げました3名について、ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

同意案件1号、2号についての質疑を行います。

質疑はございませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

日程第16 同意第1号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件および日程第17 同意第2号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、日程第16 同意第1号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件および日程第17 同意第2号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18 同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件についてここで地方自治法第117条の規定により、篠原眞清君の退席を求めます。

(退 席)

同意第3号 北杜市監査委員の選任について議会の同意を求める件について、採決いたします。

篠原眞清君に同意することにご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、監査委員に篠原眞清君を同意することに決しました。

篠原眞清君の入場を求めます。

(着 席)

篠原眞清君が入場いたしました。

篠原眞清君が監査委員に同意されましたので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、告知いたします。

○議長(清水壽昌君)

日程第19 同意第4号から日程第21 同意第6号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件を一括議題といたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

暫時休憩。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○議長(清水壽昌君)

再開します。

ここで、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由を申し上げます。

北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件について

北杜市公平委員会設置条例により、公平委員会を設置するため、委員を選任する必要がありますので、議会の同意を求めるものであります。

同意第4号については住所 北杜市須玉町江草4237番地、氏名 日向信雄、生年月日 大正15年1月31日生まれ。

同意第5号につきましては住所 北杜市白州町台ヶ原2277番地1、氏名 小池さく子、生年月日 昭和7年9月27日生まれ。

同意第6号につきましては住所 北杜市大泉町西井出1880番地、氏名 齋藤齋、生年月日 昭和8年8月9日生まれ。

以上、申し上げました3名についてご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（なし）

質疑なしと認めます。

日程第19 同意第4号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件、日程第20 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件および日程第21 同意第6号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第19 同意第4号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件、日程第20 同意第5号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件および日程第21 同意第6号 北杜市公平委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第22 同意第7号から日程第24 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

ここで、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由を申し上げます。

北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件について

地方税法第423条第3項の規定により、新たに固定資産評価審査委員会委員を選任する必要がありますので、議会の同意を求めるものです。

同意第7号につきましては住所 北杜市明野町下神取135番地2、氏名 清水忠孝、生年月日 昭和9年1月29日生まれ。

同意第8号につきましては住所 北杜市高根町五町田618番地、氏名 小尾誠之、生年月日 昭和11年10月19日生まれ。

同意第9号につきましては住所 北杜市武川町牧原1400番地1、氏名 伏見公介、生年月日 昭和13年9月15日生まれ。

以上、申し上げました3名についてご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（なし）

質疑なしと認めます。

日程第22 同意第7号から日程第24 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第22 同意第7号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件、日程第23 同意第8号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件および日程第24 同意第9号 北杜市固定資産評価審査委員会委員の選任について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第25 同意第10号から日程第29 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件を一括議題とします。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

ここで、提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由を申し上げます。

北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条第1項の規定により選任された、教育委員会委員の任期は、同条第2項の規定により、新たに教育委員会委員を任命する必要がありますので、議会の同意を求めるものです。

同意第10号につきましては住所 北杜市大泉町谷戸2204番地、氏名 藤森三男、生年月日 昭和8年6月9日生まれ。

同意第11号につきましては住所 北杜市須玉町藤田1466番地、氏名 櫻井義長、生年月日 昭和9年5月3日生まれ。

同意第12号につきましては住所 北杜市長坂町日野125番地、氏名 向井敦子、生年月日 昭和10年10月15日生まれ。

同意第13号につきましては住所 北杜市白州町白須105番地、氏名 島口邦昭、生年月日 昭和17年3月28日生まれ。

同意第14号につきましては住所 北杜市高根町村山北割1400番地4、氏名 小清水淳三、生年月日 昭和19年6月5日生まれ。

以上、申し上げました5名についてご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

これより質疑を求めます。

（なし）

質疑なしと認めます。

日程第25 同意第10号から日程第29 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第25 同意第10号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件、日程第26 同意第11号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件、日程第27 同意第12号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件、日程第28 同意第13号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件および日程第29 同意第14号 北杜市教育委員会委員の任命について議会の同意を求める件については、原案のとおり同意することに決定しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第30 北杜市農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議会推薦による農業委員は4名以内です。

まず、議会推薦の方法についてお諮りします。

推薦の方法については、議長において指名推選することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

暫時休憩。

休憩 午前11時36分

再開 午前11時38分

○議長（清水壽昌君）

再開します。

議長において指名することにご異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定しました。

事務局より朗読いたします。

○議会事務局書記（進藤勝君）

北杜市農業委員

住 所 北杜市長坂町白井沢156番地

氏 名 平井照芳

生年月日 昭和9年12月11日

住 所 北杜市須玉町若神子1388番地

氏 名 矢崎二女子

生年月日 昭和10年2月4日

住 所 北杜市武川町牧原1413番地

氏 名 長坂征夫

生年月日 昭和17年6月3日

住 所 北杜市明野町上手10145番地

氏 名 篠原孝子

生年月日 昭和26年12月22日

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

ただいま指名しました4名を、北杜市農業委員会委員に推薦することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、北杜市農業委員会委員に平井照芳君、矢崎二女子君、長坂征夫君、篠原孝子君、以上4名の諸君を推薦することに決定しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第31 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

暫時休憩。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時43分

○議長（清水壽昌君）

再開します。

総務常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長、建設経済常任委員会委員長、議会運営委員会委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布しました申請書のとおり、所轄事項の審査につき、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決定しました。

以上をもちまして、本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了いたしました。

ここで本臨時会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本臨時会は、合併後の初の議会にもかかわらず、議会構成をはじめ、付託された案件についてご審議をいただき、ここに無事閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

北杜市発足後の行政課題も山積しております。議員各位におかれましては、市民の代表として、その重責をまっとうし、市民の福祉向上のため、より一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

また、市当局におかれましても、北杜市民の意見・要望等を十分尊重された上、人と自然が躍動する環境創造都市実現のための施策を展開されることを強く要望いたしまして、平成16年北杜市議会第1回臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時46分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和

